

## デジタル技術活用促進事業費補助金 Q&A（令和7年4月8日時点）

### ■申請

	質問	回答
1	申請はどのように行えばよいですか。	・(公財) 高知県産業振興センターのホームページにある当補助金の「申請フォーム」から電子データにより申請してください。郵送や持参での申請は受け付けていません。
2	一般枠と加速枠の両方に申請はできますか。	・一般枠と加速枠の両方に申請することはできませんので、どちらかを選択して申請してください。
3	複数の事業を始める予定ですが、複数申請はできますか。	・1回の募集期間に1社が複数件の申請を行うことはできません。複数の事業がある場合は、1つの申請書にまとめて記載してください。 ・なお、令和7年度における採択は1事業者につき1回のみとなります。
4	一般枠（または加速枠）に申請したが採択にならなかった場合は、次回以降の公募で再申請できますか。	・不採択の場合、公募時期が異なれば再申請は可能です。 ・なお、加速枠の公募は1次で終了する予定ですので、ご注意ください。
5	他の補助金との併用は可能ですか。	・国や県、市町村等が実施する他の補助金と同一の事業内容の対象経費について重複受給はできません。 ※市町村等による本補助金への継ぎ足し補助金は、同一の補助対象経費についても重複受給可能です。
6	国等、他の補助金を申請中ですが、本補助金にも同一の対象経費で申請できますか。	・申請できません。 ・交付決定後に重複申請が判明した場合は、交付決定の取消しとなります。 ・ただし、国の「IT導入補助金」、「ものづくり補助金」、「省力化補助金」において、補助事業の「実施場所」を高知県として交付決定を受けている場合に限り、別途、公募要領で定める本補助金の「国補助金上乘せ枠」に申請することができます。
7	複数の支店があるが、支店ごとに申請が可能ですか。	・支店ごとの申請はできません。法人登記や開業届を行っている事業者単位で、1社あたり1申請となります。 ・事業者単位での申請となりますので、本社の住所、代表者名で申請してください。
8	申請時に全ての見積りが必要ですか。	・審査では経費の妥当性も確認しますので、全ての経費の見積りが必要です。（相見積もりを含みます。）
9	申請時に添付する見積書は1者でいいですか。	・契約金額（税込）が30万円を超える場合は、2者以上の見積りが必要となります。また、単独見積とするために、同一の物品等について分割発注することは認められません。
10	2者以上の見積りをとるのが難しい場合、どうすればよいですか。	・原則、30万円（税込）を超える場合は、相見積もりが必要です。 ・同一の物品等で相見積りをとるのが困難な場合は、同性能の他の物品等で2者以上の見積りを取得してください。 ・経費の性質上、2者以上の見積りをとることがどうしても困難な場合は、単独随意契約を行うこととした理由書を提出してください。
11	経費の性質上、2者以上の見積りをとることがどうしても困難な場合としては、どのようなものがありますか。	・特許権を有した独占技術であるため、当該企業以外の事業者から調達することができない状況等を想定しています。
12	県税の徴収猶予中ですが、申請できますか。	・徴収猶予中の方も申請可能です。 ・徴収猶予中であることは納税証明書に記載されますので、納税証明書を提出してください。
13	採択は申請の受付順ですか。早く申請した方が有利になりますか。	・申請受付順ではありません。外部有識者等によって申請内容や事業計画の審査の行い、事業者を予算の範囲内で採択します。
14	一般枠については1次から3次まで募集予定となっておりますが、早めに応募した方がよいですか。	・予算に限りがありますので、早めの応募をお勧めします。
15	採択審査はどのように実施されますか。	・外部有識者等によって、申請された内容等を審査の上、採択する事業を決定します。
16	交付決定後に辞退や途中で中止（中断）や廃止することはできますか。	・事務局に中止・廃止申請書を提出し、承認を得る必要があります。なお、採択は公募年度中に1回のみのため、次回以降の申請はできません。
17	申請の内容は途中で変更できますか。	・事前に「変更申請書」を提出し、変更承認を得る必要があります。 ・なお、補助金額増額の変更は認められません。増額となる経費は補助対象外経費としてください。 ・また、申請時から事業内容が大幅に変更となる場合、交付決定の取り消しとなる場合があります。（交付要領第18条第1項第3号）
18	過年度のデジタル技術活用促進事業費補助金や高知県ものづくり省力化設備投資支援事業費補助金に採択されていますが、今回（令和7年度公募）の補助金に申請できますか。	・申請できます。ただし、一般枠への申請の場合、「新規申請者」の加点項目には該当しません。 ※公募要領（一般枠・加速枠）16～17ページ「審査項目及び審査の視点」参照
19	加点項目について、過去に受けた認証若しくは認定等でも対象となりますか。	・申請時点で有効な認証若しくは認定等であれば対象となります。

## デジタル技術活用促進事業費補助金 Q&A（令和7年4月8日時点）

### ■申請

	質 問	回 答
20	国補助金上乘せ枠は、既に補助金の交付（支払い）を受けている場合も対象になりますか。	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象となりません。</li><li>・対象となるのは、令和7年4月1日以降に以下の補助金の交付決定を受け、令和8年1月31日までに確定通知を受けたものに限ります。<ul style="list-style-type: none"><li>IT導入補助金2025（通常枠）</li><li>ものづくり補助金第19次公募（製品・サービス高付加価値化枠）</li><li>省力化投資補助金（カタログ注文型・一般型）</li></ul></li></ul>

## デジタル技術活用促進事業費補助金 Q & A（令和7年4月8日時点）

### ■ 補助対象者

質 問	回 答
1 個人事業主は対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時使用する従業員※がいる場合は対象となります。 ※公募要領3ページ参照</li> <li>・申請時には、事業実態を確認するため、確定申告書の写しを添付してください。</li> <li>・なお、小規模事業者であって補助金額が100万円以下の場合は、常時使用する従業員がいなくても対象となります。</li> </ul>
2 対象外となる業種や組織形態はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除外している業種はありません。</li> <li>・組織形態としては、宗教法人、政党などの政治団体、法人格のない任意団体（同窓会、PTA、サークル等）は対象となりません。その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと思務局が判断する者は対象とならない場合があります。</li> </ul>
3 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に基づく事業を営む者も対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風営法第2条第5項及び同条第13項に定める「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を行う事業以外は対象となります。</li> <li>・風営法第2条第5項及び同条第13項に定める「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を行う事業を営む事業者については、当該事業を停止して、対象外事業以外の新たな事業を行う場合は補助対象となります。</li> </ul>
4 士業法人（弁護士、税理士、行政書士等）は対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となります。</li> </ul>
5 農林水産業の事業者も対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となります。</li> </ul>
6 農業法人は対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社、農事組合法人ともに対象となります。</li> </ul>
7 特定非営利活動法人（NPO）や公益財団法人、公益社団法人は対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となります。ただし、収益事業を行っていない法人や運営費の大半を公的機関から得ている法人を除きます。</li> </ul>
8 大企業の子会社は対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人として別に登記がされていれば、対象となります。</li> </ul>
9 みなし大企業は対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となります。</li> </ul>
10 申請できるのは県内に本社がある場合のみですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県内に本社又は事業所（支社や営業所、工場等）があり、県内の事業所に常時使用する従業員がいる場合、対象となります。</li> </ul>
11 フランチャイズのコンビニは対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となります。</li> </ul>
12 創業間もない個人・法人は対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年12月までに最初の決算を迎えている場合は対象となります。</li> </ul>
13 持株会社は対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となります。</li> </ul>
14 親会社と子会社それぞれに補助申請を行うことは可能ですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人として別に登記がされていれば、対象となります。</li> </ul>

## デジタル技術活用促進事業費補助金 Q & A (令和7年4月8日時点)

### ■申請要件・対象事業

質問	回答
1 加速枠の対象となる「先進的な取り組み」とは、具体的にどのような取り組みですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル技術や省力化機械装置を導入した地域や業界等における新たな取り組み等により、大幅な生産性向上に繋がる取り組みなどを想定しています。</li> <li>・地域や業界等の現状を踏まえ、申請する取組が大きく生産性向上に寄与することを示すため、数値やデータを用いて申請書に具体的に記載してください。</li> </ul>
2 加速枠の対象となる「イノベーション創出につながる取り組み」とは、具体的にどのような取り組みですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル技術の活用やデジタル技術と省力化機械装置を組み合わせた取り組み等により、自社にとって新たな切り口で大幅な生産性向上に繋がる取り組みなどを想定しています。</li> <li>・従来手法との違いや、生産性向上の具体的な効果について、数値やデータを用いて申請書に分かりやすく記載してください。</li> </ul>
3 ①「生産性向上に資する」②「給与支給総額の伸び率」が事業の要件にありますが、生産性が向上しても、生産量（売上）が同じ場合、従業員数や時間外は減少すると思いますが、①と②の両立を求めるのは矛盾しているのではないですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産性向上とは、生産量や売上の向上だけでなく、コスト削減にも繋がるものですので、生産量や売上が同じ場合であってもコスト削減によって利益を創出し、賃上げなどに繋げていただくことを想定しています。</li> </ul>
4 「給与支給総額要件」「付加価値額要件」「正規雇用転換要件」は、どの時点を基準として比較した計画を策定すればよいですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与支給総額要件、付加価値額要件については、令和7年1月から令和7年12月までの決算期を基準年として、その1年後の決算期との比較で増加する見込みの計画を策定してください。</li> <li>・正規雇用転換要件については、事業実施期間中（交付決定から事業完了まで）に正規雇用へ転換する見込みの計画を策定してください。</li> <li>・なお、給与支給総額の増加が達成できていない場合は補助金返還となる場合があるほか、正規雇用転換が達成できていない場合は交付決定の取り消しとなりますのでご注意ください。</li> </ul>
5 従業員数には、役員も含まれますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員は含まれません。</li> <li>・従業員は中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とします。これには、日々雇い入れる者、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者のほか、代表取締役や専従者等の常勤従業員に当てはまらない者は含まれません。</li> </ul>
6 従業員の人数の算出はどのようにしたら良いですか。交付決定から事業完了までに従業員数に変更があった場合はどうなりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請にあたり、従業員的人数は、応募申請時点での常勤の従業員の数で算出してください。人数は以下のとおり判定に使用します。</li> <li>[補助上限額の判定]申請時点の人数で判定</li> </ul>
7 試用期間中の従業員は正規雇用転換の対象になりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となりません。（雇用を前提にして派遣されている職員も同様）</li> </ul>
8 実績報告時に正規雇用転換の要件が達成できていなかった場合はどうなりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件を達成していませんので、補助金の交付決定の取り消しとなります。</li> </ul>
9 事業実施期間中に正規雇用転換の要件が達成できないことが明らかとなったときは、どうすればよいですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募開始時点で雇用している非正規雇用労働者あるいは派遣労働者として受け入れている非正規雇用労働者が他にいないなど達成できないことが明らかとなった場合は、補助対象外となり補助事業を廃止することとなりますので、交付要領第12条に規定する補助事業（中止・廃止）申請書を提出してください。</li> </ul>
10 給与支給総額増加の要件が達成できなかった場合、補助金返還となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、全額返還となります。</li> <li>・なお、天災など事業者の責めに負わない理由があると認められる場合は、返還を求めないことがあります。</li> </ul>
11 退職等により、給与支給総額の増加の対象となる従業員が一人もいなくなった場合、補助金返還となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職等によって給与支給総額の増加の対象となる従業員が不在となったことをもって、ただちに補助金返還となることはありません。</li> <li>・給与支給総額の増加要件の達成状況の確認は、基準年とその1年後の決算期の数値の比較によって行い、要件未達であることを確認したときは、原則、全額返還となります。</li> </ul>
12 建設業は、未完工などで労務費等が決算書に反映されない場合がありますが、給与支給総額の伸び率の確認は、決算書に記載されている額のみ確認することになりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与支給総額の伸び率の確認は決算書に記載されている額で確認しますが、給与支給総額に含まれるべき経費の一部が、各業種において準拠すべき会計基準の都合により、決算書上の費目（未完工事支出金等）に計上されているときは、決算書に加えて、当該期間に支払った給与支給総額の内訳がわかる資料（賃金台帳等）を添付してください。</li> </ul>
13 付加価値額要件が達成できなかった場合、補助金返還となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・達成できなかった場合に補助金の返還を求めるものではありませんが、責任を持って、策定した事業計画の達成を目指して取り組んでいただく必要があります。</li> </ul>
14 「生産性の向上」とは何を指しますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営資源（ヒト、モノ、カネなど）を投入して得られる成果（生産量や取扱量など）の割合を増やすことを指します。</li> <li>・申請書別紙2「事業実績及び収益計画」の各数値の改善に繋がる取組みなどを想定しています。</li> </ul>

15	<p>個人事業主の場合、給与支給総額はどのように算出したらいですか。</p>	<p>・個人事業主の場合に対象となる給与支給総額は、青色申告決算書における⑩給料賃金のみとなります。（個人事業主の収入及び専従者給与は対象となりません。）</p>
16	<p>地方自治体等の指定管理を受けている施設に関する事業は対象となりますか。</p>	<p>・以下の要件をいずれも満たす場合は、対象となります。  ①地方自治体等との指定管理契約で、赤字が出た場合でも地方自治体等が補填しない取扱いとなっている。  ②対象となる経費が、地方自治体等の保有する財産の効用や価値を増加させない（＝最終的な所有権が地方自治体等でない）ものである。  ※例えば、  施設で販売する新たな製品開発に必要な機器 ⇒ 事業者が保有するものは対象  ・なお、申請時には、委託先である地方自治体との協定書を提出してください。</p>
17	<p>事業の実施場所は高知県内に限られますか。</p>	<p>・県内事業所の取組が対象となります。</p>

## デジタル技術活用促進事業費補助金 Q & A (令和7年4月8日時点)

### ■対象経費

質 問	回 答
1 子会社や関連会社など、いわゆるグループ会社との取引は対象となりますか。	・公募要領（一般枠・加速枠）4 補助対象経費の欄外に記載のとおり、グループ会社から調達する設備・機器は補助対象外となります。 ・ただし、そのグループ会社からしか調達が出来ない場合は事務局にご連絡ください。
2 既存システムの更新は対象となりますか。	・補助事業の趣旨（生産性の向上や先進的又はイノベーション創出につながる取り組み）に必要不可欠であることを説明いただければ、対象となり得ます。ただし、生産性の向上などが認められない単なる更新は対象となりません。
3 加速枠について、所有している設備の増設は対象となりますか。	・先進的又はイノベーション創出につながる取り組みに必要であることを説明いただければ、対象となり得ます。ただし、単なる増産のための設備増設は対象となりません。
4 県外・国外にある支店や工場等に設置・納品するものも対象となりますか。	・対象となりません。
5 申請前に発注（契約）済のものや支払済の経費は対象になりますか。	・対象となりません。対象となる経費は「交付決定日」以降に発注・支出を行ったもののみです。
6 補助対象事業期間を過ぎての支払いは補助対象となりますか。	・納品が補助対象期間内に完了していても、補助対象期間を過ぎての支払いについては補助対象外です。
7 販売製品の部品などの原材料は補助対象となりますか。	・対象となりません。
8 消費税は対象となりますか。	・対象となりません。
9 振込手数料は対象となりますか。	・対象となりません。
10 キャンセル料は対象となりますか。	・対象となりません。
11 県外事業者への発注は対象となりますか。	・対象となります。
12 オークション品は対象となりますか。	・対象となりません。
13 個人間（個人事業主ではなく、一個人）で売買したものは対象となりますか	・対象となりません。
14 海外からの輸入品購入は対象となりますか	・対象となります。ただし、外国語で記載された書類等は日本語訳を添付するようにしてください。 ・金額については、申請時は申請日の公表仲値、実績時は支払日の公表仲値で円換算してください。
15 対象外と対象内の内容が混在している場合はどうすればよいですか	・対象外と対象内の経費が明確に確認できる場合、対象内経費については対象となります。工事などの共通経費については、対象内外の経費割合に応じて按分を行い、対象内経費分に該当する金額のみを計上することが可能です。
16 リース費用は対象になりますか。	・補助事業実施期間に要した経費については対象となります。ただし、補助事業実施期間内に支払を完了しているものが対象となります。
17 ソフトウェア経費はどのようなものが対象になりますか	・PCなどの汎用的なコンピュータ上で処理を行うコンピュータ・プログラムを指します。 ・市販のソフトウェアなどのパッケージ品やクラウドサービスで提供されているもののほか、専用のプログラムを組み込み開発するシステムなどが対象となります。 ・その他詳しい要件は公募要領をご確認ください。
18 ハードウェア経費はどのようなものが対象になりますか。	・社内ネットワーク整備にかかる工事費のほか、P O Sレジなどの決済端末の購入費、デジタルコ・A IカメラなどのI o T機器の購入費、導入するソフトウェアの利用端末（P C等）の購入費、省力化に資する機械装置（データの取得や利活用を使用するもの）などが幅広く対象となります。 ・その他、詳しい要件は公募要領をご確認ください。
19 機械設備の「設置」にかかる費用は補助対象となりますか。	・新たに取得する機械設備に限り、据付や運搬費用も含め補助対象となります。 ・ただし、設置場所の整備工事や基礎工事、既存機械設備の撤去費用は補助対象外です。
20 複合機は「ハードウェア経費」の対象になりますか。	・専ら導入するシステムの運用に供するものでない対象経費になりません。そのため、コピーやfaxなどのデジタル化以外の機能を有する複合機については、基本的に補助対象経費になりません。
21 ハードウェア経費が大部分を占める補助申請は可能ですか。	・可能です。ただし、補助金額に占めるハードウェア経費（PC等）の合計は、2分の1以内を上限とします。ハードウェア経費（PC等）のみの申請はできません。 ※ハードウェア経費（PC等）：サーバー、PC、タブレット端末、スマートフォン ・また、PC、タブレット端末、スマートフォンについては1台当たり30万円（税込。初期設定、配置費等を含む。）が上限です。
22 サブスクリプション形式の経費はいつまでの期間が対象になりますか。	・補助事業実施期間に要した経費に限ります。
23 必要な資格の取得にかかる講座受講や資格試験受験料は対象となりますか。	・本事業の遂行のために必要な教育訓練や講座受講等に係る経費は研修費として補助対象です。 ・資格試験に係る受験料は補助対象外です。

## デジタル技術活用促進事業費補助金 Q & A (令和7年4月8日時点)

### ■対象経費

	質 問	回 答
24	ハードウェアやソフトウェアの保守費用は補助対象となりますか。	ハードウェア及びソフトウェアの保守費用は、交付決定後に契約を締結したのについて、補助事業実施期間中（令和8年1月31日まで）の経費が対象となります。（補助事業実施期間を超える期間が設定されているものについては、案分等により算出された補助事業実施期間の経費が対象となります。） ただし、補助事業完了までに支払が完了していることが条件となります。
25	ハードウェアにソフトウェアが組み込まれている場合はどの経費区分に計上したらよいですか。	・見積書等で明確に分けられていない場合は、ハードウェア経費に計上してください。 ・なお、見積内容によっては事務局から詳細を確認させていただく場合があります。
26	クラウドサービスについて、従前から利用しているサービスの補助事業期間中の利用料は対象となりますか。	・対象外です。交付決定後に新たに契約を締結したもののみが対象です。
27	クラウドサービス初期費用は対象となりますか。	対象となります。
28	機械装置として、自動運転機能を有する建設重機は本体含めて補助対象となりますか。	対象となります。（減価償却資産の耐用年数等に関する省令において「機械及び装置」区分に該当するものは対象）

## デジタル技術活用促進事業費補助金 Q & A（令和7年4月8日時点）

### ■ 補助事業の実施（交付決定から補助金受領まで）について

質 問	回 答
1 交付決定後に辞退や途中で中止（中断）や廃止をすることはできますか。	・事務局に中止・廃止申請書を提出し、承認を得る必要があります。なお、交付申請は公募年度中に1回しか受け付けないため、次回以降の申請はできません。
2 軽微な変更でも変更申請書の提出は必要ですか。	・交付決定した申請内容と変わる場合は、軽微なものを含め必ず事務局へ連絡してください。変更申請が必要なものかどうか判断させていただきます。
3 申請時の見積書と実際に導入する際の見積書（型式、金額、数量、附属明細等）が異なる場合はどうすればよいですか。	・原則として、申請時の見積書の内容と実際に導入するものは同一の内容である必要があります。 ・ただし、導入予定品が欠品となった場合などは変更が認められる場合がありますので、必ず事前に事務局にご相談ください。
4 交付決定後、正式契約（発注）前に再度見積もりを徴したところ、申請時より増額となった場合、再度相見積もりを取得する必要はありますか。	・再見積額が申請時から増額となった場合でも補助金額は増額にならないため、変更申請や相見積りは不要ですが、発注・契約内容の変更にあたりますので、事前に必ず事務局へ連絡してください。 ・なお、補助金額の20%を超える減額の場合には、変更申請が必要です。
5 交付決定後、補助実績額が補助下限額を下回った場合、補助金は交付されますか。	・原則として下限額を下回った場合は交付しません。加速枠については、補助事業者の責めに帰さない事由などによる場合はこの限りではありません。ただし、変更申請が必要な場合がありますので、速やかに補助金事務局までご連絡ください。
6 補助金の先払いは可能ですか	・先払い（概算払い）はできません。事業実施のために資金の借入れが必要な場合は、申請前に金融機関にご相談ください。
7 補助金の支払はいつ頃になりますか。	・実績報告書に不備や記載漏れのないことを確認し、検査に合格したら補助金額の確定通知を行い、通知から2週間程度で補助金を支払います。
8 支払いはクレジットカードでも可能ですか	・支払い方法は、原則、銀行振込としてください。 ただし、その他の支払い方法も要件を満たす場合は対象となりますので、公募要領をご確認ください。
9 小切手や手形で支払ったものは対象ですか。	・対象となりません。
10 「補助事業を完了した日」とは、何を以て「完了日」になりますか。	・補助対象となる経費の支払を全て終えた日をもって「完了日」とします。ただし、前払いしている場合は、納品日又は検収日となります。
11 事業完了（納品・支払）が事業実施期限（令和8年1月31日まで）に間に合わない場合、延長（事業実施期間の変更）はできますか。	・延長はできませんので、期限内に納品・支払を完了してください。 ・事業実施期限までに全ての経費について納品・支払が終わっていない場合、事業廃止となり、事務局に連絡のうえ、「中止・廃止申請書」を提出していただくこととなります。 ・一部の経費について納品・支払が終わっていない場合、当該経費を補助対象から除きます。ただし、補助事業の一部の実施に留まるなど、補助事業の目的を達成できていないと判断される場合には、補助金の交付はできませんのでご注意ください。
12 現地調査を行うことはありますか。	・必要に応じて現地調査を実施する場合があります。